

第9回 熊本市駐車場適正配置検討委員会

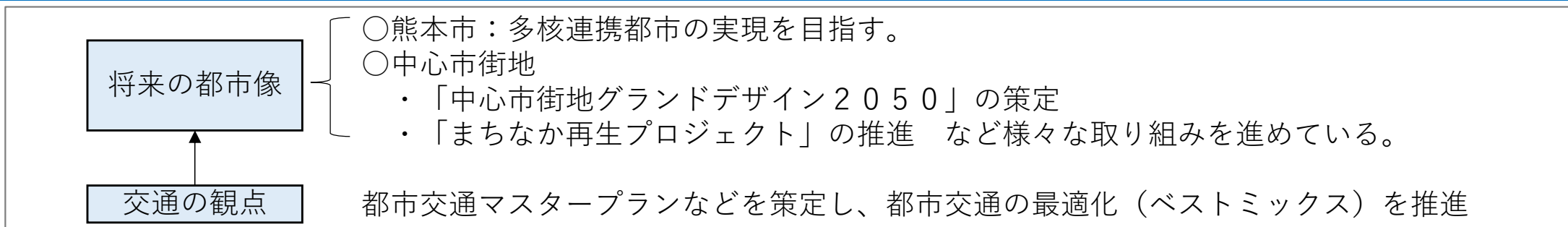
令和7年3月

熊本市
市街地整備課

次第

1. まちなか駐車場適正化計画について
2. 前回委員会の振り返り
3. 報告事項（R 6 年度実施内容）
 - ①上位概念、重点エリアについて
 - ②既存立体駐車場の活用について
 - ③荷さばき車両のルール化（場所、時間等）について
4. 議題
 - R 7 年度事業進捗評価について
5. その他報告

1. まちなか駐車場適正化計画の役割について



まちなか駐車場適正化計画

- 本計画の法的な位置づけ
 - ・ 駐車場法第4条に基づく駐車場整備地区における路外駐車場の適正配置等に関する計画
- 目標年次
 - ・ 令和2年（2020年）～令和12年（2030年）
- 役割
 - ・ 『だれもが移動しやすく歩いて楽しめるまち』の実現に向けて、駐車場の観点から都市交通の最適化（ベストミックス）を推進。
 - ・ 駐車場を「コントロール（総量と配置の適正化）」し、これからのまちづくりに活かすための方針等を示す。

基本方針①

「土地利用」の視点

～駐車場（土地）の有効活用と効率的で安全な配置により、地域経済活性化等に活かす～

平面駐車場からの土地利用転換を図る財政支援制度



基本方針②

「交通円滑化」の視点

～駐車場利用（自動車利用）の最適化を図り、交通円滑化に活かす～



基本方針③

「使い方」の視点

～駐車場等の多様な利活用を促進し、誰もが安心して訪れられる環境の整備に活かす～



1. 駐車場整備の具体的取組（基本方針に基づく具体的な取組）

駐車場を「コントロール（総量と配置等を適正化）」し、これからのまちづくりに活かすため、
3つの基本方針に基づき**8**つの施策を推進

課題やニーズ

都市のスポンジ化

- まちなかでは望ましくない、低未利用な土地利用
- 平面駐車場等の、非効率な駐車場整備

歩行環境悪化

- 出入口が多く、歩行者との輻輳が多い駐車場
- 中心部へ多く整備されたことによる、自動車の流入

交通渋滞

- 過度な自動車交通への依存
- 特定の駐車場に集中し、入庫待ち渋滞が発生

多様なニーズ等への対応

- 高齢者や障がい者等が安心して訪れられる環境
- 荷さばき、観光バス乗降等の円滑化

基本方針と施策

基本方針①「土地利用」の視点

駐車場（土地）の有効活用と効率的で安全な配置により、地域経済活性化等に活かす

施策A. 平面駐車場等からの土地利用転換を図る

施策B. 集約駐車施設（立体駐車場）の整備を促進する

施策C. 個別建築物毎に整備されている附置義務駐車施設を外縁部に集約する

施策D. それでも残る駐車場については、歩行者に配慮した構造とする

基本方針②「交通円滑化」の視点

駐車場利用（自動車利用）の最適化を図り、交通円滑化に活かす

施策E. 駐車場利用を分散化させる（平準化する）

施策F. 来街者の公共交通離れに歯止めをかける

施策C. 個別建築物毎に整備されている附置義務駐車施設を外縁部に集約する

基本方針③「使い方」の観点

駐車場等の多様な利活用を促進し、誰もが安心して訪れられる環境の整備に活かす

施策G. 既存の駐車スペース等の使い方を変える

施策H. それでも残る路上駐車等については、別途受け入れ環境を整備する

2. 前回委員会振り返り

審議事項1 外縁の既存駐車場の活用について（財政支援からの転換）

論点①：既存平面駐車場も活用するか

論点②：活用のアイデア

意見

- 中心市街地での人の移動がどうなっていくかという上位概念が必要
- いつなくなるかわからない外縁部の平面駐車場に対して活用を検討する必要はないのでは
- 外縁部の利用者がチャリチャリ等の割引を受けられる仕組みを検討しては
- 外縁部付近の駐車場に設置しているチャリチャリは高稼働している状態で、立体駐車場からの移動手段としてチャリチャリは有効ではないか
- 既存のものを活用したうえで徐々に誘導する方向がよいのでは

①
上位概念、重点エリアについて

②
既存立体駐車場の活用について

審議事項2 歩行者優先エリアに必要な駐車場とは

意見

- 歩行者優先エリアをどういうものと考えているかを示していただきたい
- ワンマンドライバーでの配送で駐車場がないところへの配送に苦慮
- 荷さばき等のルール化を推進してほしい
- 障がい者等用駐車スペースは、障がい者等と一般の方の区別をどうつけるか
- 観光バス乗降場の確保を進めてほしい

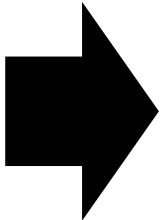
③
荷さばき車両のルール化（場所、時間等）について

今後の検討事項

2. 前回委員会の振り返り

その他事項

実施時期		施策		
R2	実施	A-1 低未利用地等からの土地利用転換に対する財政支援		まちなか再生プロジェクト
		C-3 駐車場を集約化することで容積率を割り増す		
		G-3 共同荷さばき駐車場等を整備することで容積率を割り増す		
	検討	附置義務条例の改正・都市再生整備計画の策定・新条例の策定		駐車場附置義務条例の改正
		A-2 附置義務駐車場からの転換を可能とする		
		C-1 附置義務駐車施設を外縁部に集約		
		C-2 附置義務駐車施設の隔地距離の緩和		
		D-1 小規模駐車場の構造を整序化		小規模駐車場届出条例の制定
		F-1 公共交通利用促進措置等による附置義務台数の緩和		
		G-1 荷さばき駐車場、障がい者等用駐車場の整備促進		駐車場附置義務条例の改正
		G-2 駐車場の整序化に併せ、荷さばき駐車場等の確保を促す		
R4.10月までに実施済み				

R6	検討	B-1集約駐車施設（立体駐車場）の整備に対する財政支援	優先順位の 見直し 	R6	施策（見直し）	
		E-1共通駐車券の導入			内 側	外 側
	事業進捗等評価				G-4駐車場の多様な使い方を促進する	既存立体駐車場の活用方法を考える
R7	検討	G-4駐車場の多様な使い方を促進する		R7	事業進捗等評価	
		H-1荷さばき等のルール化（場所・時間限定等）の推進			E-1共通駐車券の導入に向けた動き	
		H-2銀座通り等における観光バス乗降場の整備			E-2さらに回遊性を高めるための共通駐車券の導入	☆集約駐車施設の認定促進
					H-2銀座通り等における観光バス乗降場の整備	
	研究	E-2更に回遊性を高めるための共通駐車券の導入				B-1集約駐車施設の財政支援
R12		E-3プラットフォーム構築に向けた研究		R12	事業進捗等評価	
		事業進捗等評価				

3. 報告事項（R6年度実施内容）

- ① 上位概念、重点エリアについて
- ② 既存立体駐車場の活用について
- ③ 荷捌き車両のルール化（場所、時間等）について

3. ① 上位概念、重点エリアについて

- 中心市街地での人の移動について、上位概念が必要であり、歩行者優先エリアをどういうものと考えているか
⇒ 熊本市中心市街地ウォーカブルビジョンを検討・策定（R7.3策定）
- 多様な人々が開かれた空間で居心地よく快適に過ごせるまちとして（つくる・つかう・つなぐ）の対応の方向性を示している。

【目的】

中長期的な視点で中心市街地の目指すまちの姿と方向性を示したもの。

【目指すウォーカブルなまちの姿】

多様な人々が開かれた空間で居心地よく快適に過ごせるまち



【対応の方向性】

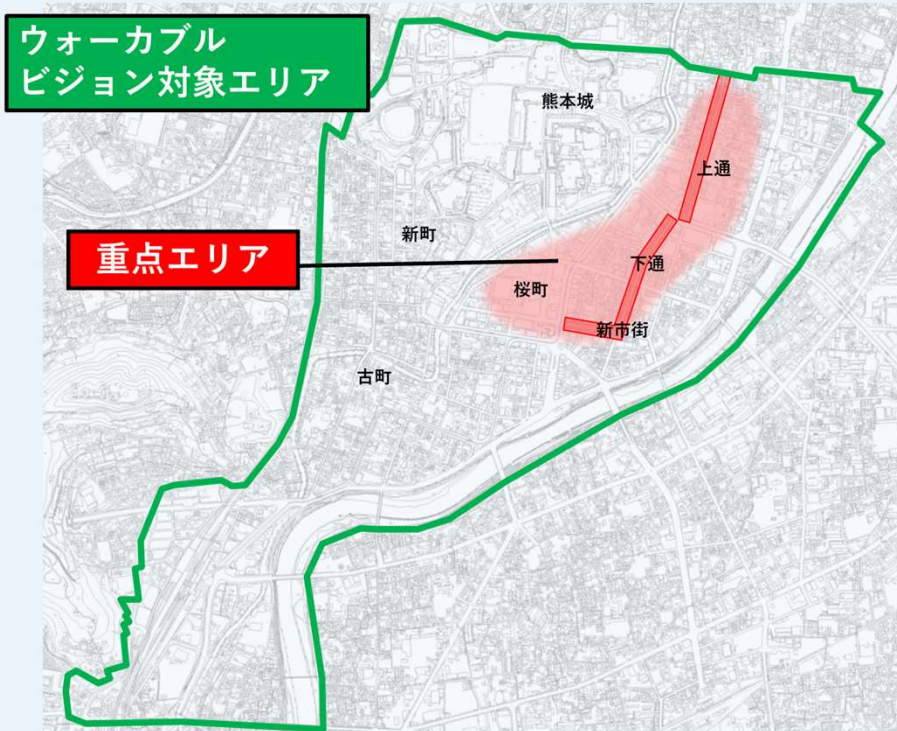
つくる 安心して快適に過ごせるまちなか

つかう 多様な過ごし方ができるまちなか

つなぐ 快適に移動できるまちなか

【重点エリア（＝歩行者優先エリア）】

- 人中心の空間としてニーズやポテンシャルが高いエリア
- アーケードや花畑広場を軸に人中心の空間をひろげていくよう地域とともに検討を進める



重点エリアをベースに今後の駐車場施策を進めていく

3. 報告事項（R6年度実施内容）

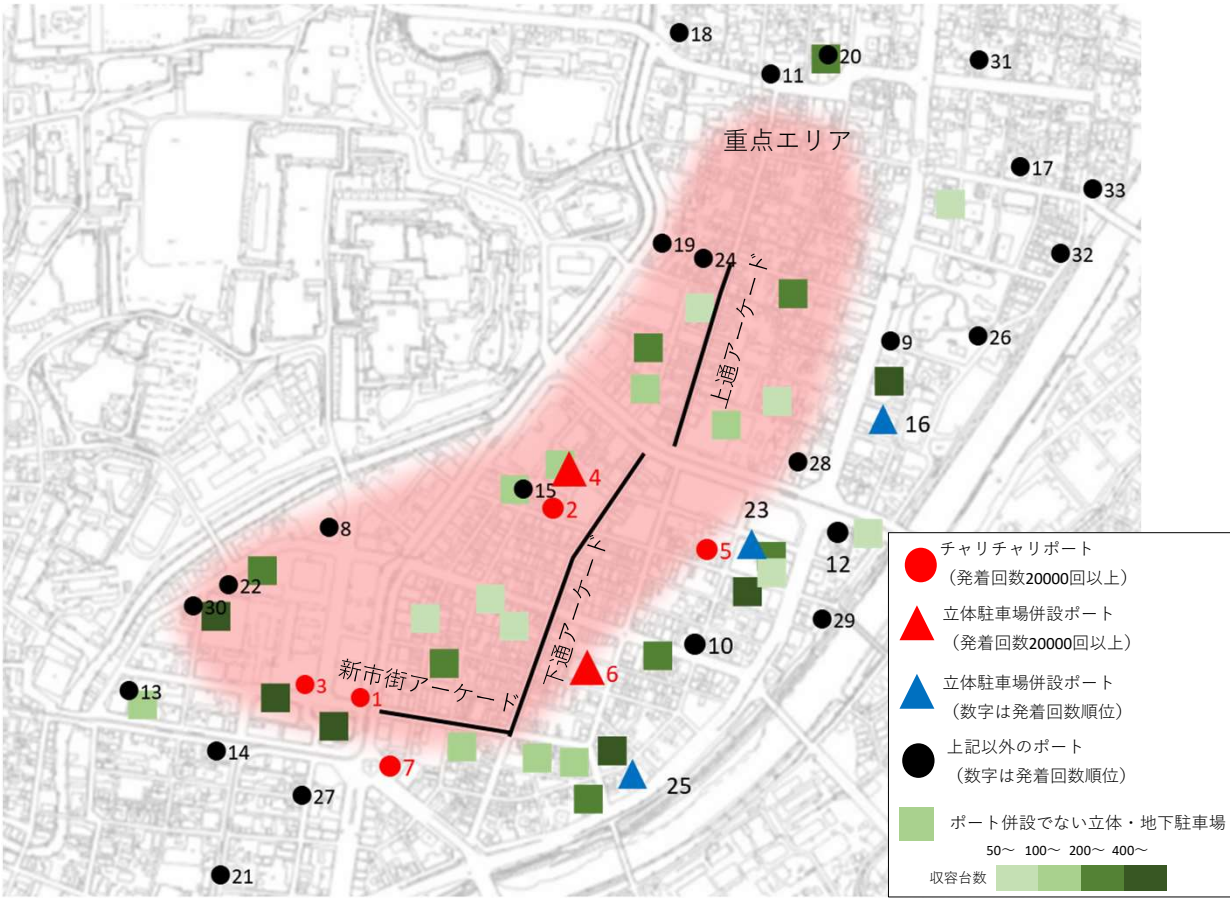
- ① 上位概念、重点エリアについて
- ② 既存立体駐車場の活用について
- ③ 荷捌き車両のルール化（場所、時間等）について

3. ② 既存立体駐車場活用について

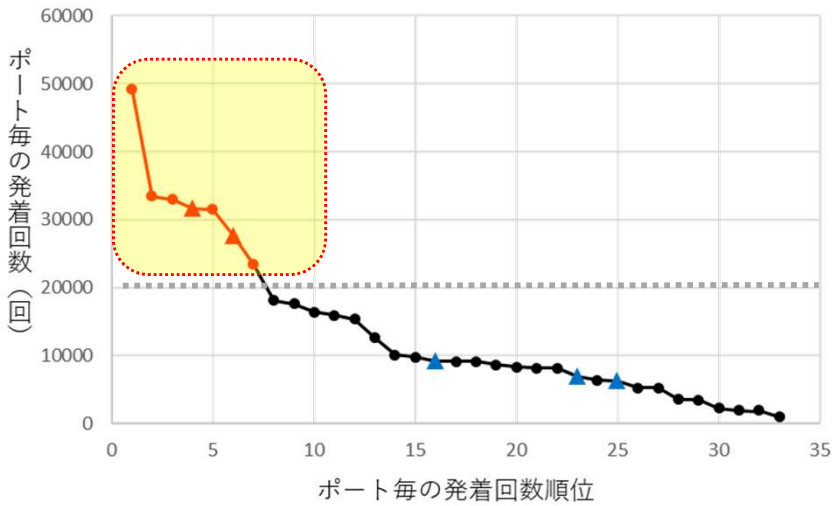
- チャリチャリに関するご意見（割引の検討、移動手段として有効では）
⇒チャリチャリの料金設定・・・事業者ヒアリング
駐車場とチャリチャリの親和性・・・ポート分布・チャリチャリ稼働状況調査

- チャリチャリ
- 外縁部の利用者が割引を受けられる仕組み
⇒利用料金は全国一律であり、現状では利用料金の割引が困難
 - 立体駐車場からの移動の選択肢の一つとして有効では
⇒駐車場利用者が駐車場近接のチャリチャリを利用しているのではないか

重点エリア付近のチャリチャリポートと立体駐車場の分布状況（2024.3月時点）



ポート毎の発着回数（年間）



- ポートの位置が
- 重点エリアに近接
 - 規模の大きな駐車場（200台以上）に近接

駐車場利用者のチャリチャリ利用が考えられるのでは

駐車場利用者の利便性を高めるため、駐車場近接位置へのポート設置について駐車場事業者、地権者へはたらきかけ

3. ② 既存立体駐車場活用について

- 既存立体駐車場を活用し、徐々に誘導する方向がよいのでは
⇒外縁部の既存立体駐車場への誘導につながる施策内容、誘導の考え方について整理

誘導の考え方について

外縁部への誘導につながる施策

共通駐車システムの導入

商業施設、店舗

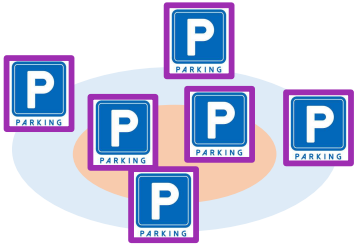
駐車場



(例) 3,000円以上の買物

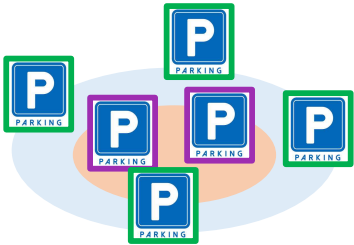
買物金額に応じ駐車料金割引

短期 既存立体駐車場活用



- ・ 店舗、駐車場の加盟促進
- ・ 一律の料金割引

中長期 外縁部の既存立体駐車場へ誘導



- ・ 料金割引の差別化

移動手段

シェアサイクル等



×

外縁部への誘導につながる施策 × 移動手段により活用促進

- ・ 短期 : 一律の施策展開により既存立体駐車場の活用促進を目指す
- ・ 中長期 : インセンティブの差別化等により外縁部の既存立体駐車場への誘導を目指す

3. 報告事項（R6年度実施内容）

- ① 上位概念、重点エリアについて
- ② 既存立体駐車場の活用について
- ③ 荷捌き車両のルール化（場所、時間等）について

3. ③ 荷さばき等のルール化（場所・時間限定等）の推進について

- ワンマンドライバーでの配送に苦慮、荷さばき車両のルール化を推進してほしい
- 荷捌きのルール化の方向性を探るため、実態を把握する必要がある。

⇒ カメラ調査、アンケート（トラック協会）を実施。

（１）ルール化の方向性の検討

○既存の荷さばきスペースとカメラ調査路線



○荷さばきスペース確保の方向性

路外での駐車スペース

- ・駐車場等敷地の一部を荷さばきスペースとして確保

路上での駐車スペース

- ・専用スペース確保や規制緩和等により確保

○カメラ調査結果（平日）

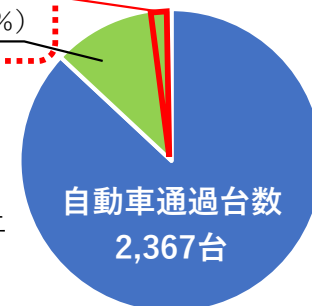
【日時】

R6.10.30（平日） 0：00～24：00

R6.11.09（休日） 0：00～24：00

商店街への聞き取り結果から路上駐車の多い1路線を選定

荷さばき車両71台（約3%）
路上駐車345台（約15%）



○アンケート結果（抜粋）

- ・路外スペースが有料であれば利用しない
- ・配送先までの距離が10～20m以上であれば利用しない



路外の有料荷さばきスペースは利用されない可能性が高い。

まずは路上でのスペース確保について検討

⇒ 事業者ニーズ（場所、時間帯）の把握、交通管理者との協議

4. 議題 R7年度事業進捗評価について

4. 議題 R7年度事業進捗評価について

- R7年度は計画のスケジュールにおいて事業進捗評価年度となっている。
- 検証値による施策の評価や調査を行う予定。
- 現況値は、中間値に対して未達成となる見込みのものが多い。

検証値（赤：未達成見込み、青：達成済み）

施策	評価項目	当初	現況 (R7.3)	中間 (R7)	目標 (R12)
○平面駐車場からの土地利用転換を図る					
低未利用地からの土地利用転換（財政支援）	平面駐車場等の減少数	0箇所	1箇所	8箇所	15箇所
附置義務駐車場からの利用転換を可能とする 附置義務条例の見直し	附置義務駐車場台数の減少数	0台	61台	92台	223台
○個別建築物毎に整備されている附置義務駐車施設を集約する					
附置義務駐車施設を集約	附置義務駐車場台数の減少数	0台	61台	92台	223台
附置義務駐車施設の隔地距離の緩和	//	0台	61台	92台	223台
○歩行者等に配慮した駐車場の構造とする					
小規模駐車場の構造を整序化する	安全性等に配慮した駐車場の箇所	0箇所	9箇所	40箇所	170箇所
○来街者の公共交通離れに歯止めをかける					
公共交通利用促進措置等による附置義務台数の緩和	公共交通利用促進策実施事業者数	0事業者	0事業者	5事業者	11事業者
○既存の駐車スペース等の使い方を変える					
荷捌き駐車場、障がい者等用駐車場の整備促進	障がい者等用駐車場整備箇所数	0台	42台（うち任意33台）	9台	23台
	荷捌き駐車場整備箇所数	0台	2台（任意）	11台	26台
駐車場整備地区内の路外駐車場の台数		当初 19,390台	中間（R7） 17,845台	目標（R12） 16,300台	

4. 議題 R7年度事業進捗評価について

- 中間値の達成見込みがないものについて、施策に対する事業者からの声を整理。
- 効果を感じれていない・手続きが煩雑という声が多い。
- これらを参考に、中間値未達成見込みの原因把握のためのヒアリング調査を次年度実施。
- 駐車場分布状況調査、建替件数調査についても次年度実施し、結果をふまえ施策の評価を行う

取組施策の現状（赤：未達成見込み、青：達成済み）

施策	取組	現況 (R7.3)	中間 (R7)	施策に対する事業者からの声
A-1 低未利用地からの土地利用転換	まちなか再生プロジェクト (R2.4～)	1箇所	8箇所	—
A-2 附置義務駐車場からの利用転換を 可能とする附置義務条例の見直し	駐車場附置義務条例改正 (R4.10～)	61台	92台	・ 附置義務以上の台数を整備するため、共同住宅につい ては附置義務緩和の効果をそれほど感じない
C-1 附置義務駐車施設の集約		61台	92台	・ 集約駐車施設の認定を受けた後の手続きが煩雑
C-2 附置義務駐車施設の隔地距離の緩和		61台	92台	・ 緩和により隔地駐車場の選択肢が広がった
D-1 小規模駐車場の構造を整序化する	小規模駐車場届出条例制定 (R4.10～)	9箇所	40箇所	・ 届け出ずに駐車場を設置している事業者が多い
F-1 公共交通利用促進措置等による附 置義務台数の緩和	駐車場附置義務条例改正 (R4.10～)	0事業者	5事業者	・ 承認を受けるまでに手間がかかる ・ 承認を受けた後も手続きが面倒
G-1 荷捌き駐車場、障がい者等用駐車 場の整備促進		42台 (うち任意33台) 2台(任意)	9台 11台	—

R7年度スケジュール（案）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
課題把握のためのヒアリング												
駐車場分布状況調査（検証値）												
満空率調査												
届出台数確認（建替件数調査含む）												
委員会												

・ 検証値の報告
・ 事業進捗・施策の評価

・ ヒアリング結果の報告

・ 駐車場分布状況調査結果の報告

中間報告①

中間報告②

【審議事項】 R7年度事業進捗評価について
中間値未達成見込みの原因と原因分析のための調査項目について

5. その他報告

5. 滞在快適性等向上区域の変更予定について

- 熊本駅新幹線口駅前広場については歩行の円滑化やにぎわい創出を目的とし、令和6年度に再整備計画を作成した。
- 駅前広場を滞在快適性等向上区域に追加し、快適性・魅力向上を図るための取組を重点的に行う区域として位置付ける

